

平成30年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会議事録

- 1 開催日 平成30年9月25日（火曜日）
- 2 開催時間 午前10時5分開会 午前10時30分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館 2階 2・3号室
- 4 出席委員 18名
1番・宿谷 昌一 2番・鷺尾 勲 3番・川上 和幸 4番・山口 喜松
5番・一宮 敏昭 6番・鹿野 直子 7番・松木 一幸 8番・笹田 文彦
9番・清水 利秋 10番・高倉 伸淳 11番・石尾 卓也 12番・滝川 岳雪
14番・平 克洋 15番・吉田 清 16番・波能 隆 17番・柿木 和恵
18番・鈴木 剛 19番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 1名
13番・宮嶋 睦子
- 6 会議出席 津村事務局長 加藤事務局次長 三浦農地係長
事務局職員 井上農地係主査 清原農地係主査 長根農地係主任
石山農地係主任 荒農地係主任 武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録 11番・石尾 卓也 12番・滝川 岳雪
署名委員
- 9 議事内容
(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
(5) 議案第5号 現地目証明願について
(6) 議案第6号 農地法第32条第3項の規定に基づく公示について
(7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
(8) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
(9) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は18名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（津村事務局長） 事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、13番宮嶋委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 11番石尾委員、12番滝川委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転が、東旭川地区で2件、東鷹栖地区で2件の計4件でございます。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
- 番号4番の案件につきましては、松木委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（松木 一幸） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模の拡大を図る案件です。
- お手元にある農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（山口 喜松） はい、4番山口です。
- 番号4番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（鈴木 剛） それでは、番号4番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員
（「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、番号4番について異議なしと認め、許可することに決定いたします。
- 委員（松木 一幸） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 松木委員が関係する案件について決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
番号1番及び3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模の拡大を図る案件です。
番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
お手元にある農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（笹田 文彦） はい、8番笹田です。
番号1番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願いします。
- 委員（鹿野 直子） はい、6番鹿野です。
番号2番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願いします。
- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
番号3番につきましては、譲渡人が相続により取得した農地について、耕作が困難であることから譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号1番ないし3番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員
（「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第1号異議なしと認め、許可することに決定いたします。

-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（武田 主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案第2号資料の位置図、土地利用計画図及び意見書案を御覧ください。
まず、位置図を御覧ください。
申請地は、JR東旭川駅から西北西方向へ4.25kmのところのところに位置します。
次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御覧ください。

農地区分につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、500m以内に公共の体育館及び中学校が存在していることから、第3種農地と判断されます。

次に、許可基準について御説明いたします。

次のページ意見書を御覧ください。

本件は農地転用追認案件であります。第3種農地の転用は原則として許可することができることとなっており、大雨による緊急処置であることを考慮すると転用可の判断が妥当と考えられます。

転用の確実性につきましては、工事完了済みの農地転用追認案件であるため支障がないと思われま。

資金計画につきましては、現金で11月に支払うこととなっております。

転用計画面積につきましては、土地利用計画図から妥当な面積であると思われま。

転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、申請地周辺に農地がなく、支障はないと思われま。

転用面積が30アール以下で第3種農地の転用案件は、北海道農業会議への意見聴取は本来必要ないところではありますが、本件は農地転用追認案件であり、北海道及び北海道農業会議への相談の結果、意見聴取をすべきとの助言もあったことから、農地法第4条第5項に基づき北海道農業会議への意見聴取を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（清水 利秋） はい、9番清水です。

ただいま事務局から説明があったとおりですが、番号1番につきましては、農業機械及び農業資材を保管するために造成して利用するというものであり、地区として農地転用は、問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第2号「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任） 事務局。

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

では、議案第3号資料の位置図、土地利用計画図及び意見書案を御覧ください。

位置図を御覧ください。

申請地は、位置図に示されている地点にあり、JR近文駅から南西方向へ約2.2kmのところに位置します。

次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御覧ください。

農地区分についてですが、申請地は周囲が山林、雑種地等に囲まれており、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地（10

h a 未満)で、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であることから、第2種農地と判断されます。

次に、許可基準について御説明いたします。

次ページの資料、意見書を御覧ください。

第2種農地の転用は、「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」ものに該当しない場合に許可できることになっております。

借主は今回の申請地の隣接地に資材置場を有しており、その雪堆積場を求めるにあたり、当該地以外に周辺に代替える土地がないことから、平成26年から毎年、一時転用の許可を受け、冬期間に限り当該地を雪堆積場として使用し、雪解け後に農地に復元しているところであります。

今回の申請も、降雪期を迎えるにあたり、当該地を冬期間における雪堆積場として使用するために一時転用の許可を受けようとするものでございます。

冬期間の雪堆積場とのことで、転用の確実性につきましては支障がないと思われまます。また、自社で重機を所有しており、融雪時期が遅くなる場合には重機等で速やかな融雪を図るとのことで、農地の復元についても遅滞なく行うものと思われまます。

転用行為の妨げとなる権利はございません。

転用計画面積につきましては、事業計画及び土地利用計画図から支障ないと判断されます。

転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、支障がないと思われまます。

本件は転用面積が30アール以下で第2種農地の転用案件であります。転用目的が農家住宅以外であることから、農地法第5条第3項に基づき北海道農業会議への意見聴取を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員(清水 利秋) はい、9番清水です。

1番の案件につきまして説明いたします。

例年、敷地内の雪堆積場が不足し、隣接する申請地を賃借することにより、土地所有者の同意を得られたので、一時転用の申請をするものであります。

周辺に代替える土地がなく、既存の資材置場に隣接する申請地しか場所がないことから、農地転用は、やむを得ないと考えられますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(鈴木 剛) それでは、番号1番について審議願ひます。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 (「なし。」の声あり。)

○議長(鈴木 剛) 発言がありませんので、議案第3号「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主任) 事務局。

日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転につきましては、永山地区の1件、西神楽地区の1件の計2件でございます。

賃借権等設定につきましては、4件あり、地区ごとの件数といたしましては、全て東旭川地区となっております。

集積面積は、およそ9haでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

所有権移転の番号2番の案件につきましては、平委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（平 克洋） （退席）

○議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

所有権移転の番号2番の案件につきましては、農地売買支援事業によるもので、譲受人が所有権の移転を受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（吉田 清） はい、15番吉田です。

所有権移転の2番につきまして、譲受人は、農業公社からこれらの農地を借り受けて耕作していましたが、期間満了に伴い譲渡を受けるものであり、問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号2番について、審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、番号2番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（平 克洋） （着席）

○議長（鈴木 剛） 平委員が関係する案件につきまして決定をいたしました。

続きまして、賃借権等設定の番号1番の案件につきましては、石尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（石尾 卓也） （退席）

○議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号1番の案件につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましても、先ほどの案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明が

- あればお願いします。
- 委員（滝川 岳雪） はい、12番滝川です。
 賃貸借権等設定の1番につきまして、借り主は、期間満了に伴い再度農地を借り受けるものであり、問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について、審議願います。
 御意見、御質問ございませんか。
- 委員
 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃貸借権等設定の番号1番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（石尾 卓也） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 石尾委員が関係する案件につきまして決定をいたしました。
 引き続き、他の案件について審議を求めます。
 事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
 議事参与制限の2件を除いた所有権移転の番号1番につきましては、あっせんによる売買となっております。
 賃貸借権等設定の番号2番ないし4番の内訳につきましては、借主変更案件が2件、解約再設定案件が1件となっております。
 これらの計画につきましても、先ほど御審議いただいた2件の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。
 所有権移転の番号1番について説明いたします。
 1番につきましては、譲受人が、あっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで、問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番及び賃貸借権等設定番号2番ないし4番について審議願います。
 御意見、御質問ございませんか。
- 委員
 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第4号異議なしと認め、計画を決定いたします。
-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いたします。
 事務局から説明いたします。
- 事務局（長根 主任） 事務局。
 日程第5議案第5号「現地目証明願について」御説明いたします。
 東鷹栖地区で3件、神居地区で1件、東旭川地区で3件、合計7件の願い出があり、願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は、表中程にあります現地調査欄に記載の利用状況となっております。
 現地目証明事務処理要領第9条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。
 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明が

あればお願いします。

- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
1番ないし3番について補足説明します。
1番の土地については、従前から原野及び宅地の一部でありましたので、農採地以外と判断しました。
2番の土地については、従前から山林及び雑種地でありましたので、農採地以外と判断しました。
3番の土地については、現況が田でありましたので、農地と判断しましたので、よろしくお願いします。
- 委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。
4番の土地につきましては、従前から山林でありましたので、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願いします。
- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
5番ないし7番について補足説明します。
5番の土地については、従前から通路及び宅地の一部でありましたので、農採地以外と判断しました。
6番の土地については、現況が田でありましたので、農地と判断しました。
7番の土地については、従前から山林でありましたので、農採地以外と判断しました。よろしくお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、議案第5号について審議願います。御意見、御質問ございませんか。
- 委員
（「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第5号「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第6議案第6号「農地法第32条第3項の規定に基づく公示について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

- 事務局（井上 主査） 事務局。
日程第6議案第6号「農地法第32条第3項の規定に基づく公示について」御説明いたします。

1番の農地は、平成29年度農地利用状況調査の中で発見した農地法第32条第1項第1号に該当する遊休農地であり、かつ、その農地の所有者等を確知できないため、農業委員会が公示を行うものです。

この農地につきましては、農地台帳、登記簿及び固定資産課税台帳を調査した結果、所有者が昭和36年4月25日に死亡していることを確認し、その所有者の相続人である配偶者及び子らの戸籍謄本等の確認や、地区農業委員からの聞き取りにより、現所有者を調査しましたが、権利設定に必要な2分の1を超える持分を有する者を特定できませんでした。農業委員会は過失がなくて、その農地の所有者等を確知できないとき、その旨を公示することになっています。

今後の事務の流れですが、公示の日から起算して6か月以内に過半の所有者から申出があった場合は、利用意向調査をすることになりますが、申出がない場合は、農地法第43条第1項に基づき、農地中間管理機構に対してその旨を通知し、農地中間管理機構は北海道知事に対して当該遊休農地に利用権を設定すべき旨の裁定を申請し、知事が裁定を行ったときは、農地中間管理機構が利用権を取得し、担い手へ貸付けることができるようになります。

- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、議案第6号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員
（「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第6号「異議なし」と認め、公示することに決定いたします。
-
- 議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、西神楽地区で2件、東旭川地区で1件、合計3件の届出があり、届出の内訳としましては、全て相続による取得でございます。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員
（「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。
-
- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（長根 主任） 事務局。
日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東旭川地区で3件あり、これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員
（「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。
-
- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」事務局から説明いたします。
- 事務局（石山 主任） 事務局。
日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」御説明いたします。
本件につきまして報告書の提出があった法人は、1番の1法人でございます。
この法人につきまして別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認いたしました。
また、資料末尾にお示しした1法人について、期限までに報告書の提出がなかったため、8月28日付けで督促の通知を送りました。

- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。
-

- 議長（鈴木 剛） 以上で本日の提出案件の審議を全て終了いたします。
これもちまして、平成30年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会
を閉会いたします。